

よくある質問をまとめました

1.介護保険のサービスを利用するには？

①介護保険のサービスを利用するには、どうしたらよいですか？

介護保険のサービスを利用するには、**介護認定**を受ける必要があります。

②介護認定を受けたいのですが、どこに行けばよいですか？

介護認定の申請は、市役所総合庁舎2階14番窓口の介護保険課、各支所または東部まちづくりセンターで受け付けています。なお、要介護認定には有効期間があります。更新手続きは、有効期間満了の日の60日前から申請できます。
申請ができるのは本人または家族等ですが、窓口へ行き申請することが難しい場合は、**居宅介護支援事業所、介護保険施設、地域包括支援センター**に申請を代行してもらうことができます。

③介護認定を申請するときに、必要な持ち物がありますか？ 印鑑は必要ですか？

申請に必要なものは、●**介護保険被保険者証** ●**主治医の氏名、病院名等の控え**（申請書に記入欄があります）
●**医療保険者名及び医療保険被保険者記号・番号の記載がわかるメモ等**
●**窓口へ来庁される方の身分証明書** です。
・顔写真つき:1点（マイナンバーカード・運転免許証・身体障害者手帳等）
・顔写真なし:2点（医療保険証・年金手帳等）
介護認定の申請に印鑑は必要ありません。ただし、介護保険被保険者証を紛失した場合、再交付手続きを本人以外が行う際は、委任状に本人の押印が必要です。



④これから介護認定の申請をします。介護保険のサービスをすぐに使うことはできますか？

介護保険のサービスは、申請した日から暫定的に利用できる場合があります。ただし、介護認定が非該当になった場合は、利用した分の費用が全額自己負担となります。
詳しくは、**地域包括支援センター**または**居宅介護支援事業所**にご相談ください。

⑤認定の調査を受けるとき、どのようなことに気をつけるとよいですか？

- いつもと体調が違うと正しい調査ができないことがあります。体調のよいときに受けましょう。
- 普段不便に感じていること、伝えたいことなどはメモしておき、調査員に伝えましょう。
- 家族など普段の生活を知っている方に同席してもらいましょう。

⑥認定結果が届きましたが、サービスを利用するにはどうしたらよいですか？

認定結果が届きましたら、**要介護1～5の方は居宅介護支援事業所、要支援1、2の方は担当の地域包括支援センターまたは介護予防支援事業所の指定を受けた居宅介護支援事業所**に連絡し、ケアプランを作成してもらいましょう。ケアマネジャーが利用者に合ったケアプランを作成して、その計画に沿ってサービスを利用することになります。
居宅介護支援事業所、地域包括支援センター及び介護予防支援事業所の指定を受けた居宅介護支援事業所の一覧は、認定結果と一緒に送ります。



⑦介護に関する相談をしたいのですが、どこに行けばよいですか？

地域包括支援センターは、高齢者の方々の相談窓口として各地域に設置されています。
専門職が介護に関することをはじめ、健康・福祉・医療・生活など、さまざまな面から高齢者の支援を行います。相談料は無料です。プライバシーは守られますので、安心してご相談ください。
お住まいの地域により担当の地域包括支援センターが決まっています。

【開設日】月曜日～金曜日
（祝日、12月30日～1月4日を除く）
【開設時間】午前9時～午後6時

地域包括支援センター名	住 所	電話番号
中央	6条通4丁目 旭川勤労者福祉会館内	23-6022
豊岡	豊岡3条3丁目 東部まちづくりセンター内	35-2275
東旭川・千代田	東旭川北1条6丁目 東旭川支所内	36-5577
東光	東光5条2丁目 東部住民センター内	76-6020
新旭川・永山南	永山2条5丁目44番地	40-3003
永山	永山3条19丁目 永山市民交流センター内	40-2323
末広・東鷹栖	東鷹栖4条3丁目 東鷹栖地域センター2階	76-5065
春光・春光台	春光5条4丁目 北部住民センター内	54-1165
北星・旭星	川端町6条10丁目2番16号	46-6500
神居・江丹別	神居2条10丁目3番8号	76-5511
神楽・西神楽	緑が丘東3条1丁目 緑が丘地域活動センター内	66-5351

2.介護保険料は大切な財源です

①介護保険料はどのように算出されているのですか？

旭川市の65歳以上の方の介護保険料（第1号被保険者保険料）は、旭川市民が利用した介護保険のサービス量および介護保険給付等を基に、旭川市で令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間で介護保険給付等にかかる費用額の見込額を算出して、そのうち第1号被保険者の負担割合（23%）でまかなう費用を算出します。その額を、65歳以上の人口で割り、介護保険料の基準となる額を算出しています。
実際の保険料は、所得に応じて負担の率が変わります。

基準額
年額 74,280円
(月額 6,190円)

=

令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの旭川市の介護保険給付等にかかる総費用

×

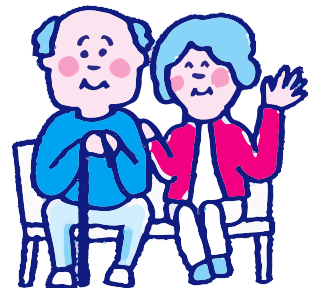
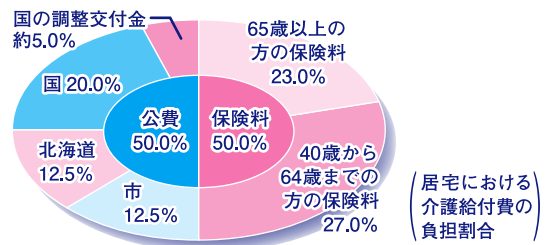
65歳以上の負担分(23%)

÷

旭川市に住む65歳以上の人数

②私たちの保険料だけで介護保険をまかなっているのですか？

65歳以上の方が納める介護保険料のほか、40歳から64歳までの方が納める介護保険料、国、北海道、旭川市が費用（税金）を負担して介護保険を運営しています。



3.お問合せ先

- 介護保険料に関するお問合せは 介護保険課 介護保険料係 ☎25-5356
- 要介護認定に関するお問合せは 介護保険課 介護認定係 ☎25-5355
- 介護保険のサービスに関するお問合せは 介護保険課 管理給付係 ☎25-6485
- 介護保険事業計画や予算に関するお問合せは 長寿社会課 地域包括ケア推進係 ☎25-9797
- 介護予防に関するお問合せは 長寿社会課 地域支援係 ☎25-5273
- 高齢者の生きがいづくりや生活の支援に関するお問合せは 長寿社会課 高齢者支援係 ☎25-6457

～介護給付の適正化～

介護給付費の適正化のために、**介護給付と医療保険情報との照合**や**レセプト点検**等により、必要以上の介護給付を抑えるように努めています。

高齢者に対する制度・サービスを掲載した冊子「**いきいき長寿～高齢者の保健・福祉・介護～**」を発行しています。

〈配布場所〉市役所介護保険課・長寿社会課・各支所、各地域包括支援センター

※長寿社会課ホームページでもご覧いただけます。



65歳以上のみなさんへ

介護保険料のご案内

介護保険は、40歳以上の方が加入して、老後の自立した生活を社会全体で支え合う制度です。保険料は、介護保険制度を運営するための大切な財源です。



介護保険の基本理念

1. 尊厳の保持と自立支援

介護保険は、介護（支援）等を必要とする人が、尊厳を保持し、その能力に応じて**自立した日常生活を送ることができるよう**、必要なサービスを行い、保健医療の向上や福祉の増進を図ることを目的としています。また、そのサービスは**要介護（要支援）状態の軽減と悪化の防止の助け**となるよう行われます。

2. 努力と義務

国民は、要介護状態になることを予防するために、**健康の保持増進に努めること**、要介護状態となった場合においても、**その能力の維持向上に努めること**が求められています。

「**介護保険料の還付**」などと称した**不審な電話**にご注意ください。

還付金が生じた場合は「**文書**」でお知らせします。ATMでの操作を求めることはありません。

旭川市福祉保険部介護保険課
〒070-8525 旭川市7条通9丁目 総合庁舎2階
電話 0166-25-5356
FAX 0166-29-6404 (介護保険料係)



旭川市介護保険課

検索